

# 公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	半田山植物園		
② 施設種別	基盤施設 [小分類] 公園		
③ 担当課名	庭園都市推進課		
④ 開設年月日	平成7年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区法界院		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	110,075㎡	
	構造/延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造644.35㎡	
	建設費(単位:千円)	500,000千円	
	施設内容	植物園、駐車場、会館、休憩所、温室、便所、植栽	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 都市公園法第2条
② 設置条例	[条例名] 岡山市公園条例
③ 条例に規定された設置目的	植物園等特殊な利用に供される公園
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	博物館相当施設(平成26年3月指定)として、また、北区での緑化推進事業の拠点としての施設の活用、市民のレクリエーションの場としての良好な施設管理や利便性の向上
⑤ 設置目的等の達成状況	緑化の啓発活動等を通して、北区緑化推進拠点としての役割を果たしている。 (岡山市の災害時における二次避難所:区分B)

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	毎週火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日を除く			
③ 開館時間	9:00~16:30			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	32,665人		
	令和4年度	45,305人		
	令和5年度	37,745人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	カメラ設置工事(19,770千円)、超小型モビリティ修繕(20千円)			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	26	26	26	26	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
	収入合計	26	26	26	26	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	97,443	97,443	97,443	97,443
		補助金等	0	0	0	0
		小計	97,443	97,443	97,443	97,443
	直接経費	維持管理費	19,790	5,223	19,493	14,835
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	19,790	5,223	19,493	14,835
	支出合計	117,233	102,666	116,936	112,278	
収支差額	-117,207	-102,640	-116,910	-112,252		

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	11,598	10,944	13,032	11,858
	指定管理料	97,443	97,443	97,443	97,443
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	17	17	11
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計	109,041	108,404	110,492	109,312
支出	管理運営費	103,427	101,778	102,085	102,430
	事業費	24	22	22	23
	その他	2,570	2,331	1,853	2,251
	支出合計	106,021	104,131	103,960	104,704
収支差額	3,020	4,273	6,532	4,608	

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	会館の空調や主要な部屋の内装等の老朽化等

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり すべての利用者にとって安全安心に楽しめる空間であり、緑化推進事業を展開していく上で、市の拠点施設と位置づけているため必要。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 公益財団法人岡山市公園協会は、「岡山市内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を維持するとともに都市緑化の普及啓発を行うことをもって、地域社会の健全な発展に寄与すること」を経営指針としており、ローコストでの緑化推進活動の実施・サービスの充実・これまで蓄積したノウハウの活用が期待できる。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募 本市の公園は、緑の基本計画に基づき、適切に管理運営、活用するとともに、緑化の推進を図る方針としている。その中で、管理運営業務については、樹木医や学芸員のような専門的知識を有する職員がいることで、公園を良好な状態で管理できるノウハウを有しているとともに、本市との人事交流などもあることから、本市施策と緊密に連携した管理運営が可能で、公園施策の一端を担っているといえる。 また、本市の緑化施策においては、市民協働の推進を図りながら、各地域で緑化推進リーダー等の人材育成や緑化意識の醸成に努めており、本公園は全市のかつ継続的な取組が必要となるこうした施策の活動拠点として位置づけている。 こうした中、公園協会は緑化推進業務として常設の緑化相談所の設置、緑化啓発イベントや緑化関連講習会の開催、緑化推進に係る人材育成、調査・研究等を実施していることから、高度な専門知識が必要な緑化推進業務のノウハウを有しており、緑化推進業務を施設の管理運営業務と連携し効率的に行っている。 また、緑化推進に係る取組は、需要の高い高収益事業でないことが少なくないため、利益の追求だけでなく社会貢献を目的とする公益財団法人の公園協会が緑化推進業務を担うことについては、高い適性と合理性を有していると言える。 以上のことから、公園協会は本公園の管理運営業務を高い水準で遂行できるだけでなく、緑化推進の拠点として多様かつ柔軟に活用することで緑化施策をより一層拡大していくことによって、現在公園協会の指定管理する7公園が、市の拠点施設としての機能を果たし、市内全域の公園に適正な管理や市民の緑化意識の向上に良い影響を与えることができる。
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間： 5年)